

最低制限価格制度実施要綱

(平成 27 年 3 月 27 日付け 26 契検第 151 号)

(趣旨)

第 1 この要綱は、「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成 30 年 11 月 8 日長野県告示第 588 号）第 1 の「製造の請負」及び「その他の契約」のうち請負の契約（以下「その他の請負契約」という。）について、競争入札により契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設けて落札者を決定すること（以下「最低制限価格制度」という。）に関し、必要な事項を定める。なお、公募型見積合せにより契約を締結する場合についても準用する。

(対象契約)

第 2 予算執行者（県の全ての予算執行者をいう。以下同じ。）は、その他の請負契約のうち、次の各号に該当するもの以外のものについて、当該請負契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、最低制限価格制度の対象（以下「対象契約」という。）とすることができます。

(1) 特定調達

地方公共団体の物品等又は特定の役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）が適用される契約

(2) 総合評価落札方式

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札に係る契約

(最低制限価格算定要領等の策定)

第 3 本庁の部局（企業局を含む。）、警察本部又は事務局の長等（以下「部長等」という。）は、所管する業務の競争入札又は公募型見積合せに係る最低制限価格を算定するための要領（以下「最低制限価格算定要領」という。）を策定するものとする。

2 予算執行者は、最低制限価格が、予定価格に 10 分の 6 を乗じた額から 10 分の 8 を乗じた額までの範囲内になるよう、最低制限価格算定要領に従い、最低制限価格算定基準を策定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、予算執行者は、必要があると認めるときは、前項に規定する額の範囲外で最低制限価格算定基準を策定することができるものとする。

4 最低制限価格算定基準の策定のため、会計局長は、最低制限価格制度に関するガイドラインを定めるものとする。

5 第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、会計局長が別に定めた最低制限価格算定基準を適用する場合は、最低制限価格算定要領及び最低制限価格算定基準の策定を要しないものとする。

(会計局長への協議)

第 4 部長等は、第 3 第 1 項の規定により最低制限価格算定要領を策定するときは、最低制限価格算定要領策定協議書（様式 1）により、あらかじめ会計局長に協議するものとする。

2 予算執行者は、第 3 第 3 項の規定により最低制限価格算定基準を設定しようとするときは、最低制限価格算定基準策定協議書（様式 2）により、あらかじめ会計局長に協議するものとする。

(最低制限価格の設定)

第5 予算執行者は、対象契約の競争入札又は公募型見積合わせに当たり、最低制限価格算定基準に基づき、最低制限価格を定める。

(入札又は見積参加者への周知)

第6 予算執行者は、競争入札において、最低制限価格を設定したときは、入札公告に当該入札においては最低制限価格制度を適用する旨を記載するとともに、入札説明書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に周知する。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
 - (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。
 - (3) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度以降の入札への参加を認めないこと。
 - (4) 隨意契約に移行する場合の見積書の徵取は、最低価格の入札者（最低制限価格を下回る入札を行った者を除く。）から行うこと。
- 2 予算執行者は、公募型見積合わせにおいて、最低制限価格を設定したときは、見積公告に当該見積合わせにおいては最低制限価格制度を適用する旨を記載するとともに、公募型見積合わせ説明書に次の各号に掲げる事項を記載し、見積参加者に周知する。
- (1) 最低制限価格を設定していること。
 - (2) 最低制限価格を下回る見積書提出者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書提出者であっても採用決定者とならないこと。
 - (3) 最低制限価格を下回る見積書提出者は、2回目以降の見積書の提出を認めないこと。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日入札公告の案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 4 日から施行し、同日の入札公告の案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 4 日から施行し、同日の入札公告の案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 10 日から施行し、同日の入札又は見積公告の案件から適用する。

最低制限価格算定要領策定協議書

第 号
令和 年 月 日

会 計 局 長 様

部 (局) 長

下記の業務について、最低制限価格制度実施要綱第 4 第 1 項の規定により、最低制限価格算定要領の策定について協議します。

記

業務名	
最低制限価格 算定要領	

最低制限価格算定基準策定協議書

第 号
令和 年 月 日

会計局長様

予算執行者

下記の業務について、最低制限価格制度実施要綱第4第2項の規定により、最低制限価格算定基準の策定について協議します。

記

業務名	
履行期間	
入札（見積）予定日	
最低制限価格	
算定基準	
最低制限価格制度実施要綱第3第2項の額の範囲外で設定する理由	